

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年十月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

次

◆規則 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

昭和三十二年十月三十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

（定義）

第一条 この規則は、地方税法に規定する地方団体の徵収金等について、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下「法」という。）及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令（昭和三十二年政令第二百四十八号。以下「政令」という。）に基いて、徴税吏員等が執行裁判所、執行吏その他の者に通知する場合に用いられる書面の様式その他法及び政令を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「滯納処分」又は「有体動産」若しくは「不動産」とは、法第二条第一項又は第三項に規定する「滯納処分」又は「有体動産」若しくは「不動産」をいう。

鳥取県規則第四十八号
滯納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則

2 この規則において「徴税吏員等」とは、徴税吏員を

の他滞納処分を執行する権限を有する者をいう。

第二章 滞納処分による差押がされている財産

に対する強制執行等

第一節 有体動産に対する強制執行等

(差押調査等の閲覧等)

第三条 執行吏は、強制執行をするため必要がある場合

においては、徴税吏員等に対し滞納処分による差押が
されている有体動産に係る次の各号に掲げる書類の閲
覧若しくは謄写又は謄本の交付を請求することができる

。ただし、謄本の交付の請求は、第一号、第二号、

第五号又は第八号に掲げる書類に限る。

一 差押調査

二 捜索調査

三 差押解除決議書

四 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第十四

条の規定による財産取戻請求に関する書類

五 公売公告の決議書

- 六 見積価格の評定に関して作成した調書又は鑑定書
(見積価格を公告しないもの及びその見込のものを
除く。)
- 七 収税官吏又は徴税吏員等から提出された交付要求
書

八 計算書

九 滞納処分に不服がある者から提出された滞納処分
に対する異議の申立書

十 質権者又は抵当権者から提出されたその権利を証
する書類

2 前項の執行吏の請求は、閲覧又は謄写については第

一号様式(差押調査等の閲覧(謄写)請求書)の書
面、謄本の交付については第二号様式(差押調査等の
謄本交付請求書)の書面を提出して行うものとする。

3 第四条 政令第三条第一項の規定による書面は、第三号
様式(引渡通知書等)による。

4 第四条 政令第三条第一項の規定による書面は、第三号
様式(引渡通知書(甲))による。

2 政令第三条第二項の(政令第五条第一項において準
用する場合を含む。)の規定による書面は、第四号様
式(引渡依頼書)による。

3 政令第三条第三項の規定による通知は、第五号様式
(引渡済通知書(甲))の書面によつて行うものとす
る。

(売却代金残余通知書)

第五条 政令第四条の規定による通知は、第六号様式、

(売却代金残余通知書(甲))の書面によつて行うも
のとする。

2 法第六条第三項の規定による通知は、第七号様式(

売却代金残余通知書(乙))の書面によつて行うもの
とする。

(強制執行統行決定があつた場合の引渡通知書等)

第六条 政令第五条第一項において準用する政令第三条

第一項の規定による書面は、第八号様式(引渡通知書
(乙))による。

- 第七条 法第十条第三項の規定による交付要求は、第十
号様式(交付要求書)の書面によつて行うものとする。
(仮差押の執行)
- 第八条 第三条から第五条までの規定は、滯納処分によ
る差押がされている有体動産に対する仮差押の執行に
関して準用する。
- 第九条 不動産又は船舶に対する強制執行等
(差押解除通知書)による。
- 第十条 第五条第一項の規定は、政令第八条において準

用する政令第四条の規定による通知について準用する。
2 第五条第二項の規定は、法第十七条において準用する法第六条第三項の規定による通知について準用する。

(強制執行続行通知書等)

第十二条 政令第九条において準用する国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定による通知は、第十二号様式(強制執行続行通知書)の書面によつて行うものとする。

2 第七条の規定は、法第十七条において準用する法第十条第三項の規定による交付要求について準用する。

第十二条 第五条第一項の規定は、政令第十条第一項において準用する政令第四条の規定による通知について準用する。

(仮差押の執行)

第十二条 第五条第一項の規定は、政令第十条第一項において準用する政令第四条の規定による通知について準用する。

2 徴税吏員等は、滞納処分による差押後に仮差押の執

行があつた不動産の滞納処分による売却代金について

滞納者に交付すべき残余が生じなかつたときは、その旨を仮差押の執行をした裁判所に通知するものとする。第五条第二項の規定は、この場合に準用する。

3 第九条の規定は、政令第十条第三項において準用する政令第七条の規定による書面について準用する。

(船舶に対する強制執行及び仮差押の執行)

第十三条 第九条から前条までの規定は、滞納処分による差押がされている船舶で登記されるものに対する強制執行又は仮差押の執行に關して準用する。

(競売法による競売)

第十四条 第九条、第十条及び第十二条第二項の規定は、滞納処分による差押がされている不動産又は船舶の競売法(明治三十一年法律第十五号)による競売に關して準用する。

2 政令第十二条において準用することとなる国税徴収法施行規則第十七条ノ二の規定による通知は、第十三号様式(任意競売続行通知書)の書面によつて行うも

のとする。

第三章 強制執行等がされてゐる財産に対する

滞納処分

(差押書及び交付要求書)

第十五条 法第二十一条第二項の規定により徴税吏員等が執行吏に交付する書面は、第十四号様式(差押書及び交付要求書)による。

(受取通知書)

第十六条 政令第十四条第三項の規定による通知は、第十五号様式(受取通知書(甲))の書面によつて行うものとする。

(差押解除書)

第十七条 法第二十四条の規定により徴税吏員等が執行吏に交付する書面は、第十六号様式(差押解除書)による。

(滞納処分続行承認の決定があつた場合の受取通知書)

第十八条 政令第十六条において準用する政令第十四条第三項の規定による通知は、第十七号様式(受取通知書(乙))の書面によつて行うものとする。

(仮差押物に対する滞納処分)

第十九条 第四条及び第五条の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした有体動産に關して準用する。

(差押通知書及び交付要求書)

第二十条 政令等十九条の規定による書面は、第十八号様式(差押通知書及び交付要求書)による。

(強制競売完結通知書)

第二十二条 政令第二十条の規定による通知は、第十九号様式(強制競売完結通知書)の書面によつて行うものとする。

(差押解除通知書)

第二十二条 第九条の規定は、政令第二十一条の規定に

(滞納処分続行通知書)
よる通知について準用する。

第二十三条 政令第二十二条において準用する政令第二

十条の規定による通知は、第二十号様式(滞納処分続行通知書)の書面によつて行うものとする。

(仮差押不動産に対する滞納処分)

第二十四条 第十二条の規定は、仮差押の執行後に滞納処分による差押をした不動産に関するものとする。

(船舶に対する滞納処分)

第二十五条 第二十条から前条までの規定は、強制執行又は仮差押の執行がされている船舶で登記されるものに対する滞納処分に関して準用する。

(競売法による競売手続開始後の滞納処分)

第二十六条 第二十条、第二十二条及び第二十三条の規定は、競売法による競売手続開始の決定があつた不動産又は船舶に対する滞納処分に関して準用する。

2 政令第二十五条において準用する政令第二十条の規

定による通知は、第二十一号様式(任意競売完結通知書)の書面によつて行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式

差押調書等の閲覧(謄写)請求書

都道府県	市区町村	町村	番地
都道府県	市区町村	町村	番地

債権者

(氏名)

債務者

(氏名)

名

一 帯納者(氏名)に対する貴店滞納処分による差押に関する書類中の書
右当事者間の当役場 年()第 号 委任事件の処理につき必要がありますから、左記書類を閲覧(謄写)したく請求します。

記

年 月 日

都道府県 市区町村 番地

(執行吏役場の名称)
地方裁判所執行吏 (氏名)

第1号様式

差押調書等の謄本交付請求書

00768

号外第62号

8

都道府県	市区町村	番地	(名)
都道府県	市区町村	番地	債務者(氏名)
都道府県	市区町村	番地	債権者(氏名)

右当事者間の当役場 年()第 号委任事件の処理につき必要がありますから、左記書類の謄本の交付を手数料(及び郵送料)金円を添え請求します。

なお、左記の差押物件で公売処分その他の事由により権利関係に変動のあるものについてはその旨、並びに滞納処分による差押の際債権者(氏名)及び債務者(滞納者)(氏名)以外の第三者の占有していた物についてはその旨及びその第三者の住所氏名をあわせて通知して下さる。

記

一 滞納者(氏名)に対する貴庁滞納処分による差押に関する書類中の
書 通

一品目、種類、品質、構造、数量その他物件を特定するに足りる重要な事項
年 月 日

都道府県	市区町村	番地
都道府県	市区町村	番地
都道府県	市区町村	番地
地方裁判所執行吏	(氏名)	印
県税事務所御中		

第三号様式

引 渡 通 知 書 (甲)

(発行年月日)

都道府県	区	町村	番地
市郡			
(執行吏役場の名称) 御中			

都道府県	区	町村	番地
市郡			
県税事務所長(氏名) 固			

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、差押を解除することになり、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第五条第一項本文の規定により引き渡しますから、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第三条第一項の規定により通知します。

滞納者	住 所	都道府県	区	町村	番地
氏	名				

(名称・数量・性質その他重要な事項)

備考 1. 「その他事項」欄には、徵税吏員以外の者が差押財産を保管している場合で、その保管者から直接にその財産を執行吏に引き渡させようとするときはその旨、滞納処分による差押の際債務者及び債務者(滞納者)以外の第三者が差押財産を占有していたとき(仮差押の執行後に滞納処分による差押がされた場合を除く。)はその旨、その他引き渡しにつき必要と認められる事項(引き渡し財産の概算1日分の保管料金額等)を記載する。

2. (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

競売する手続の順序が(イ)欄に掲げる場合において、有体動産に対する滞納処分による差押を解除することとなつたため仮差押の執行吏に対して発付する引渡通知書(甲)については、この様式中「第五条第一項本文」及び「第三条第一項」とあるのは、それぞれ(ロ)欄及び(ハ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
滞 納 処 分 - 仮 差 押	第五条第一項本文(第十一条第一項)	第三条第一項(第六条)
仮 差 押 - 滞 納 処 分	第五条第一項本文(第二十九条)	第三条第一項(第七十条)

第四号様式

引 渡 依 賴 書

(発付年月日)

都道府県	区市郡	町村	番地	名	殿	都道府県	区市郡	町村	番地	名	圓
保管者	(氏)					都道府県	区市郡	町村	番地		
さきに保管を依頼した下記財産を				県税事務所長	(氏)						
(氏名) ~渡して下さい。						都道府県	区市郡	町村	番地	(執行吏役場の名称)	地方裁判所執行吏
財表 産の示	(名称・数量・性質その他重要な事項)										
その他 の項											
備 考											

- 「財産の表示」欄には、特に保管人が財産を明白に特定できるよう保管年月日及び保管財産の記号、番号等必要と認めるものがあれば記載する。
- 「その他の事項」欄には、保管費用の支払の方法等について記入する。

00772

12

(発付年月日)

引 渡 通 知 書 (甲)

(取扱官吏、徵税吏員等の属する)、御中
 (被納者等の氏名) 殿

都道府県
区
市郡
町村
番地

都道府県
区
市郡
町村
番地

都道府県
区
市郡
町村
番地

昭和32年10月30日 水曜日 県取扱公報号外第62号

昭和32年10月30日 水曜日 県取扱公報号外第62号

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、差押を解除し、年月日 都道府県
 番地 (執行吏役場の名称) 地方裁判所執行吏(氏名)に引き渡しましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整

に関する政令第三条第三項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所	都道府県	区	市郡	町村	番地	名	固
氏名								

00773

号外第62号

13 昭和32年10月30日 水曜日 県取扱公報号外第62号

財産の表示	(名称・数量・性質その他重要な事項)
その他の事項	

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

有体動産に対して競合する手続の順序が(口欄)に掲げる場合において、滞納処分を解除した場合に執行吏に対して発付する引渡済通知書(甲)については、この様式中「第三条第三項」とあるのは、(口欄)のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)
滞納処分 - 仮差押	第三条第三項(第六条)

売却代金残余通知書(甲)

(発付年月日)

都道府県 区町村 番地

(執行吏役場の名称)・御中

都道府県 区町村 番地
名 国

下記の滞納者の財産を滞納処分のため売却したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金 円を生じたので、
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第一項の規定により交付します。ついては 年 月 日

{交付するので出頭下さるよう》通知します。

滞納者	住(居)所	都道府県	区町村	番地
氏名				

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)
(イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じた場合に(ハ)欄に

掲げる者に対して発付する売却代金残余通知書(甲)については、この様式中「第六条第一項」とあるのは、(ニ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
有体動産	滞納処分-仮差押	仮差押の執行吏	第六条第一項(第十一条第一項)
	仮差押-滞納処分	仮差押の執行吏	第六条第一項(第二十八条)
	滞納処分-強制競売	強制競売の裁判所	第六条第一項(第十七条)
不動産	滞納処分-仮差押	不動産所在の裁判所	第十八条第二項
	滞納処分-任意競売	任意競売の裁判所	第六条第一項(第二十条, 第十七条)
	仮差押-滞納処分	不動産所在の裁判所	第十八条第二項(第三十四条)
	滞納処分-強制競売	強制競売の裁判所	第六条第一項(第十九条, 第十七条)
船舶	滞納処分-仮差押	船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所	第十八条第二項(第十九条)
	滞納処分-任意競売	任意競売の裁判所	第六条第一項(第二十条, 第十七条)
	仮差押-滞納処分	船舶の仮差押時の碇泊港又は現在地所在の裁判所	第十八条第二項(第三十五条, 第三十四条)

計 算 書

(名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項)

区分		年 月 日	種 目	金 额	備 考
受					
入					
支					

昭和32年10月0日 水曜日 島取県公報號外第62号

昭和32年10月30日

00777

出	帶納者に交付すべき額	現た根基に額としの計算	差引送金した金額

備考

- 「支出」欄には、租税公課に対する充当交付金額は、一括合計して記載して差し支えないが、債権者に配当した金額について
はなるべく債権者ごとに債権者の住所、氏名等も記載する。
- 「残余金として現実に送金した金額の計算根基」欄は、執行吏(又は裁判所)に交付すべき金額を交付するため必要な費用は、
残余金として交付すべき金額から支出するので、現実に交付した金額と残余金として交付すべき金額とは一致しないことがある。

00778
号外第62号

第七号様式

完却代金残余通知書(乙)

(添付年月日)

報公県取鳥 日曜水曜 19昭和32年10月30日

下記の滞納者の財産を滞納処分のため売却したところ、添付計算書のとおり、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつたので、
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第三項の規定により通知します。

滞納者	住(居)所	都道府県	区市町村	番地
氏名		都道府県	区市町村	番地

備考

- 添付計算書は第六号様式附表「計算書」に同じ。
- (この様式が、規則(イ)の他の規定において準用される場合の取扱について)
 - (イ)欄に掲げる財産に対し競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつた場合に(イ)欄に掲げる者に対して発付する売却代金残余通知書(乙)については、この様式中「第六条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

00779
号外第62号

報公県取鳥 日曜水曜 19昭和32年10月30日

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(イ)
有体動産	滞納処分一仮差押 一滞納処分	仮差押の執行吏	第六条第三項(第二十一条第一項)	第六条第三項(第二十八条)
不動産	滞納処分一強制競売完 一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第六条第三項(第十七条) 第六条第三項(第二十条、第十七条)	第六条第三項(第十九条、第十七条) 第六条第三項(第二十条、第十七条)
船舶	滞納処分一強制競売完 一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第六条第三項(第十九条、第十七条) 第六条第三項(第二十条、第十七条)	第六条第三項(第十九条、第十七条) 第六条第三項(第二十条、第十七条)

(2) (イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納者に交付すべき残余金が生じなかつた場合に仮差押の裁判所に対して発付する売却代金残余通知書(乙)については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第六条第三項」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
不動産	滞納処分一仮差押 一滞納処分	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(準則)第十二条第二項前段
船舶	滞納処分一仮差押 一滞納処分	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(準則)第十二条第二項前段(第二十四条)

昭和32年10月30日 水曜日 鳥取県公報 号外第6

序 22

第十号様式

交付要書

(發付年月日)

さきに滞納処分による差押中止制執行続行決定がありました下記の滞納者の財産について、下記のことおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に際する法律第十条第三項の規定により交付を要求します。

(名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項)

内	内	内	内	内
内	内	内	内	内
内	内	内	内	内
内	内	内	内	内
内	内	内	内	内

注 1. ※印のある項目のかつごとに掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 「合(総)計」欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合にはその金額を含めた合(総)計額、概算額を計算していない場合にはこれを除いた金額の合(総)計額である。」

25 昭和32年10月30日

水曜日 鳥取県公

号外第62号

水曜日

鳥取縣公報

備考

(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

(イ)欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、競合決定があつたため(イ)に掲げる者に対して発付する交付要求書については、この様式中「第十条第三項」とあるのは、(ニ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
不動産	滞納処分一強制競売 滞納処分一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第十条第三項（第十七条） 第十条第三項（第二十条、第十七条）
船舶	滞納処分一強制競売 滞納処分一任意競売	強制競売の裁判所 任意競売の裁判所	第十条第三項（第十九条、第十七条） 第十条第三項（第二十条、第十七条）

第十一号様式

差押解除通知書

(発付年月日)

県税事務所長 (氏名) 両
さきに差押をした下記の滞納者の財産は、 年 月 日差押を解除しましたので 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十四条の規定により通知します。

都道府県	区市郡	町村	番地
都道府県	区市郡	町村	番地

(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

の示 その事項 その他

備考

1 競売手続開始の決定又は競売法による競売手続開始の決定があつた不動産又は船舶に対して滞納処分による差押をした場合において、当該差押を解除したため発付する差押解除通知書については、「その他の事項」欄に「 年 月 日付差押通知書及び交付要求書により貴裁判所に對して行つた交付要求は、取り下げる。」旨記載する。

2 (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

(1) (イ)欄に掲げる財産に對して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(ハ)欄に掲げる者に對して發付する差押解除通知書については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十四条」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ハ)
不動産	滞納処分—任意競売	任意競売の裁判所	第十四条(第十九条)
船舶	滞納処分—強制競売	強制競売の裁判所	第十四条(第二十条)
	滞納処分—任意競売	任意競売の裁判所	第十四条(第二十一条)

(2) (イ)欄に掲げる財産に對して競合する手続の順序が(ロ)欄に掲げる場合において、滞納処分による差押を解除した場合に(ハ)欄に掲げる者に對して發付する差押解除通知書については、この様式中「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第十四条」とあるのは、(イ)欄のとおり書き替えるものとする。

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ハ)
不動産	滞納処分—仮差押	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十条第二項
	強制競売—滞納処分	強制競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十二条
船舶	仮差押—滞納処分	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十二条(第二十五条)
	滞納処分—仮差押	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十条第二項(第二十三条)
	強制競売—滞納処分	強制競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十二条(第二十四条)
	仮差押—滞納処分	仮差押の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十条第二項(第二十四条)
	任意競売—滞納処分	任意競売の裁判所	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十二条(第二十五条)

昭和32年10月0日 水曜日

29 昭和32年10月30日 水曜日 号外第62号 島根県公報

第十二号様式

強制執行続行通知書

(発付年月日)

都道府県

区市町村

番地

(収税官吏、徵稅吏員等の屬する
る所その他の事務所の名称) 御中

(滞納者者の氏名) 殿

都道府県

区市町村

番地

県税事務所長(氏名) 田

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は、 年 月 日(裁判所の名称)において強制執行続行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第九条において準用する国税徵收法施行規則第十七条ノ二の規定により通知します。

滞納者	住(居)所	都道府県	区市町村	番地
氏名				
その他 の項				
参考	(この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について) 滞納処分による差押後に強制執行開始の決定があつた船舶について、強制執行続行決定があつたため、交付要求をしてきていた収税官吏及び徵稅吏員等並びに滞納者に対して発付する強制執行続行通知書については、この様式中「第九条」とあるのは、「第九条(第十一条)」と書き替えるものとする。			

(差付年月日)

任 意 繰 告 続 行 通 知 書

第十三号様式

号外第62号

鳥 取 県 公 報

水曜日

昭和32年10月30日

都道
府県区
市郡都道
府県区
市郡

(収税官吏、徵稅吏員等の屬する府県その他の事務所の名称) 御中

(質權者等 氏 名) 殿

(滞納者 氏 名) 殿

(県税事務所長 氏 名) 同

一

滞納処分による差押をした下記の滞納者の財産は 年 月 日(裁判所の名稱)において任意競売執行の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第九条(第十二条)において適用する国税徵收法施行規則第十七条ノ二の規定により通知します。

00791

31 昭和32年10月30日 水曜日 岩手県取扱公報号外第62号

滞納者	住(居)所	都道府県	区市郡	町村	番地
氏名					
(名称・性質・所在場所その他重要な事項)					
財産の表示					
その他の事項					

00792

2号 32

第十四号様式

差押書及び交付要求書副正本

（発付年月日）

鳥取縣公報

昭和32年10月30日 水

（発付年月日）		区	町村	番地
市郡		区	町村	番地
(執行吏役場の名称) 御 中		都道 府県	区 市郡	区 町村
		県税事務所長 (氏 名)	区 町村	区 町村
滞納者		住 (居) 所	都道 府県	区 町村
(氏 名)			市郡	番地
(名称・数量・性質・所在場所その他重要な事項)				
財産の表示				

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十一条の規定により下記の財産を差し押えます。

なお、下記のとおり、滞納金額を徴収するため、地方税法第 条の規定に基き、交付を要求します。

注 1. ※印のある項目のかつご内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 合(総)計欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の勘定額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、概算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合(総)計額である。

第十五号様式

受取通知書 (甲)

(発付年月日)

- 注 1. ※印のある項目のかつて内に掲げる金額は便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 合(総)計欄の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)

口座の金額を計算する場合、残高が0円未満の場合は、その金額を負の値として計算する。また、複数の取引を合算する場合、各取引の金額を合計する。

備考 1. 受取通知書(甲)を執行吏に対して發付する場合には、この様式中〔都道府県〕

(執行吏役場の名称)地方裁判所執行吏(氏名)から)は、記載しないものとする。
2. 満納金額は総額のみを記載する等略記してさしつかえない。

都道府県
市郡
区町村
番地

(発付年月日)

差押解除書

昭和32年10月0日 水曜日

滞納者 全 名	住(居)所 都道 府県 市郡 町村 区 番地	都道 府県 市郡 町村 区 番地	都道 府県 市郡 町村 区 番地	都道 府県 市郡 町村 区 番地	県税事務所長 (氏 名) 國
(名称・数量・性質その他重要な事項) 財産の表示					

昭和32年10月30日 水曜日 号外第62号 島取県公報

第十六号様式

受取通知書(乙)

(発付年月日)

第十七号様式

受取通知書(乙)

(発付年月日)

都道

区

町村

番地

(執行吏役場の名称)

(収税官吏・徵稅官員等の属する
府県その他の事務所の名称) 御中

殿

都道

区

町村

番地

県税事務所長 (氏
名) 國

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、さきに差し押えた下記の滞納者の財産については、滞納処分続行承認の決定がありま
したので、 年 月 日 都道 区
行吏 (氏
名) から引渡を受けましたから滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第十四条第三項(第十六条)の
規定により通知します。

滞納者 氏 名	住(居)所 都道 府県 市郡 町村 区 番地
---------------	--

(名称・数量・性質その他重要な事項)
の
財
産
示

(右) 欽皇正貞之德聖文子

昭和32年10月30日

注 1 2
備考
※印のある項目のかつて内に掲げる金額は、便宣この通知書作成の日までのものを概算したものである。合(総)計額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、概算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合(総)計額である。

1. 受取通知書(乙)を執行吏に対して発付する場合には、この様式中〔都道府県・市区町村〕に記載する。
2. (執行吏役場の名称) 地方裁判所執行吏〔氏名から〕は、記載しないものとする。
備考金額は、総計のみを記載する等略記してはいけない。

番地

第十八號樣式

押通知書及交付要求書

(発付年月日)

眞税事務所長 (氏名) 須

都道府県	区町村	番地

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十九条第二項の規定により下

昭和32年10月30日 水曜日 鳥取県公報 号外第62号

昭和32年10月30日 水曜日 鳥取県公報 号外第62号 40

財産の表示
(名称・性質・所在場所その他重要な事項)

卷之三

卷之三

10

(イ)	(ロ)	(ハ)
不動産	任意競売	第二十九条第二項(第三十六条)
船舶	強制競売	第二十九条第二項(第三十五条)
	任意競売	第二十九条第二項(第三十六条)

三

2. 合(総)計額の金額は、延滞金額、延滞計算額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を合めた合(総)計額、概算額を計上していない場合にはこれを除いた金額の合(総)計額である。

この様式か、規則の他の規定において準用される場合の取扱いについて
④欄に掲げる財産に対して先行する手続が③欄に掲げるものである場合において、滞納処分による差押をした場合に、その執行裁判所に対して発付する差押通知書及び交付要求書については、この様式中「第二十九条第二項」とあるのは、④欄のとおり書き替えるものとする。

41 昭和32年10月30日 水曜日 烏取県公報 号外第62号

(発付年月日)

強制競売完結通知書									
都道府県	区町村	番地	都道府県	区町村	番地	都道府県	区町村	番地	都道府県
(収税官吏・徴税吏員等の属する府県その他の事務所の名称)			御中			県税事務所長 (氏名)			国
滞納者	住(居)所	都道府県	区町村	番地					
氏名		市町村							
(名称・性質・所在場所その他重要な事項)									

昭和32年10月30日 水曜日

下記のとおり、滞納金額を徵収するため、さきに差押をした下記の滞納者の財産について(裁判所の名称)から当該財産に対して開始された強制競売手続が 年 月 日競落をしないで完結した旨の通知がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十条の規定により通知します。

滞納者	年度	税目	期(月)別期	税額	加重額	不申告加算金額	過少申告加算金額	*延滞金額	*延滞加算金額	督手料	促料	合計
滞納者				円	円	円	円	円	円	円	円	円
金額								(") (")	(") (")			
滞納処分費		*金額						(") (")	(") (")			
		法律による金額										

注 1. *印のある項目のかつて内に掲げる金額は、便宜この通知書作成の日までのものを概算したものである。

2. 合(総)計額の金額は、延滞金額、延滞加算金額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額概算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合(総)計額である。

備考 (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)

競売手続開始の決の決定後に滞納処分による差押をした船舶について、施行競売手続が競落をしないで完結した場合に発する強制競売完結通知書については、この様式中「第二十条」とあるのは、「第二十条(二十四条)」と書き替えるものとする。

2. 滞納金額は総計のみを記載する等略記してさしつかえない。

滯納处分続行通知書

(発付年月日)

(收稅官吏・徵稅吏員等の屬する府その他の事務所の名稱)

都道府県

三

四

卷八

昭和32年10月0日

水曜日 烏

滞納者		さきに差押をした下記の滞納者の財産について（裁判所の名称）において 年 月 日滞納処分続行承認の決定がありましたので、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する政令第二十条（第二十二条）の規定により通知します。				
財産の表示	氏名	住 (居) 所	都道府県	区市郡	町村	番地
		名称・性質・所在場所その他重要な事項				

- 45 昭和32年10月30日 水曜日 烏取県公報 号外第62号

三

- 考
1. (この様式が、規則の他の規定において準用される場合の取扱について)
(イ欄に掲げる財産に対して競合する手続の順序がロ欄に掲げる場合において、滞納処分続行承認の決定があつたため、裁判所に対して交付要求をしていた収税官吏、徵稅官吏等に対して發付する滞納処分続行通知書については、この様式中「第二十条(第二十二条)」とあるのは、レ欄のとおり書き替えるものとする。

2. 合(総)計額の金額は、延滞金額、延滞計算金額及び滞納処分費の機算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、機算額を計上していない場合には、これを除いた金額の合(総)計額である。

報 公 县 取 朝 水曜日

昭和32年10月30日

(1)	(2)	(3)
不動産	任意競売一滞納処分	第二十条(第二十五条, 第二十二条)
船舶	強制競売一滞納処分	第二十条(第二十四条, 第二十二条)
	任意競売一滞納処分	第二十条(第二十五条, 第二十二条)

2. 滞納金額は総計のみを記載する等略記してさしつかえない。

号外第62号

47 昭和32年10月30日 水曜日 島取県報公

第二十一号様式					
任 意 競 売 完 結 通 知 書					
(発付年月日)					
都道府県	区市町村	区町村	区町村	区町村	区町村
（収税官吏・徵稅吏員等の属す）	御 中	御 中	御 中	御 中	御 中
（署名）	（氏名）	（氏名）	（氏名）	（氏名）	（氏名）
下記のとおり、滞納金額を徵收するため、さきに差押をした下記の滞納者の財産について（裁判所の名称）がら当該財産に対し て開始された任意競売手続 年 月 日競落しないで完結した旨の通知がありましたので、滞納処分と強制 執行等との手續の調整に関する政令第二十条の規定により通知します。					
滞納者 財産の表示	住 (居) 所 氏 名	都道府県 市町村	区町村	区町村	区町村
(名称・性質・所在場所その他重要な事項)					

*印のある項目のかつて内に掲げる金額は、便宣この通知書作成の日までのものと算入したものである。

2. 合(総)賃額の金額は、延滞金額、延滞加算額及び滞納処分費の概算額を計算している場合には、その金額を含めた合(総)計額、概算額を計算していない場合には、これを含いた金額の合(総)計額である。

満納金類は総計のみを記載する等略記しておいたが、

昭和四年十月十五日第三種郵便物認可
発行日 火 金 発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
鳥 取 市 東 町 取 県